

五戸町障害者活躍推進計画

機関名	五戸町、五戸町議会議長、五戸町代表監査委員、五戸町選挙管理委員会、五戸町農業委員会、五戸町教育委員会
任命権者	五戸町長、五戸町議会議長、五戸町代表監査委員、五戸町選挙管理委員会、五戸町農業委員会、五戸町教育委員会
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
五戸町における障害者雇用に関する課題	平成29年度までは法定雇用率を達成できていたが、法廷雇用率のアップや職員の退職等により現在は未達成である。令和4年度の職員募集から障がい者枠（身体に限る）を設け、採用試験を実施しているが、採用まで至っていない。
目標	
① 採用に関する目標	計画期間内に法定雇用率の達成を目指す。 〔評価方法〕 任免状況通報により確認
② 定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。